

三、隆平に付ては多分新舊油醸造工は十二月五日より毎日の日給
そのの上を不眠法迄送ること

四、東甲系の「トボイ」の止多分新舊油醸造工の賃付するに若し油
同協定大分より「トボイ」の止の法隊を徹底せしむること

十一月二十七日

東東醸造工分働組長片

本部

片

(お叱)

争は急む言を在る左の事柄は皆嘘なり。

一、五月十日に左隣初御印が来るを申し之底の由が「新舊油醸造」の
仕事は後御印は来るまい又御印に参る人もあらず。

二、十五日十日に信を以ていつには此の争は御印に御印が協定は
断りてありませぬ

三、今我が国に何處か御印を頼む程にははるか昔より少しも争
は急が御底のに傍つたとの話はトテる者には「嘘」言ひ
四、五月十日の御印も取つたといふ言ひも同様にありませぬ。

五、御印が来るか否し前か一つは御印の事は今更しり其れを裁
判は流ししとありませぬ。

六、二階（力助）友人は(奉)の多下に「お」か「危」めらるるを「お」は「真」赤
嘘であること今更し御印を見せしむるは「嘘」なり。